

## 令和3年度(令和2年分所得)からの個人住民税の主な改正点

令和3年度(令和2年分所得)の町・県民税から適用される主な改正点は次の通りです。

### 給与所得控除の改正

給与所得控除が10万円引き下げられます

控除の上限が適用される給与等の収入金額が1,000万円から850万円に、上限額が220万円から195万円に引き下げられます。

◎給与所得計算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
551,000円未満	0円
551,000円から1,619,000円未満	給与等の収入金額-550,000円
1,619,000円から1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円から1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円から1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円から1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円から1,800,000円未満	給与等の収入金額÷4 ※千円未満切り捨て 上記の計算で得た金額×2.4+100,000円
1,800,000円から3,600,000円未満	給与等の収入金額÷4 ※千円未満切り捨て 上記の計算で得た金額×2.8-80,000円
3,600,000円から6,600,000円未満	給与等の収入金額÷4 ※千円未満切り捨て 上記の計算で得た金額×3.2-440,000円
6,600,000円から8,500,000円未満	給与等の収入金額×0.9-1,100,000円
8,500,000円以上	給与等の収入金額-1,950,000円

### 所得金額調整控除の新設

給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)~(4)のいずれかの要件を満たす場合は、給与所得から控除します。

- (1) 特別障害者に該当する
- (2) 特別障害者である同一生計配偶者を有する
- (3) 特別障害者である扶養親族を有する
- (4) 22歳以下の扶養親族を有する

**所得金額調整控除=(給与等の収入金額-850万円)×0.1**

給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計所得が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に給与所得の金額から控除します。

## 公的年金等控除の改正

公的年金等控除が 10 万円引き下げられます。

◎年金受給者の年齢が賦課期日(1月1日)現在 65 歳未満の場合

公的年金等の 収入金額	公的年金等雑所得の金額		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
1,300,000 円未満	収入金額 - 600, 000 円	収入金額 - 500, 000 円	収入金額 - 400, 000 円
1,300,000 円から 4,099,999 円	収入金額 × 0. 75 - 275, 000 円	収入金額 × 0. 75 - 175, 000 円	収入金額 × 0. 75 - 75, 000 円
4,100,000 円から 7,699,999 円	収入金額 × 0. 85 - 685, 000 円	収入金額 × 0. 85 - 585, 000 円	収入金額 × 0. 85 - 485, 000 円
7,700,000 円から 9,999,999 円	収入金額 × 0. 95 - 1, 455, 000 円	収入金額 × 0. 95 - 1, 355, 000 円	収入金額 × 0. 95 - 1, 255, 000 円
10,000,000 円以上	収入金額 - 1, 955, 000 円	収入金額 - 1, 855, 000 円	収入金額 - 1, 755, 000 円

◎年金受給者の年齢が賦課期日(1月1日)現在 65 歳以上の場合

公的年金等の 収入金額	公的年金等雑所得の金額		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
3,300,000 円未満	収入金額 - 1, 100, 000 円	収入金額 - 1, 000, 000 円	収入金額 - 900, 000 円
3,300,000 円から 4,099,999 円	収入金額 × 0. 75 - 275, 000 円	収入金額 × 0. 75 - 175, 000 円	収入金額 × 0. 75 - 75, 000 円
4,100,000 円から 7,699,999 円	収入金額 × 0. 85 - 685, 000 円	収入金額 × 0. 85 - 585, 000 円	収入金額 × 0. 85 - 485, 000 円
7,700,000 円から 9,999,999 円	収入金額 × 0. 95 - 1, 455, 000 円	収入金額 × 0. 95 - 1, 355, 000 円	収入金額 × 0. 95 - 1, 255, 000 円
10,000,000 円以上	収入金額 - 1, 955, 000 円	収入金額 - 1, 855, 000 円	収入金額 - 1, 755, 000 円

## 基礎控除の改正

基礎控除が 10 万円引き上げられます

合計所得金額が 2,400 万円を超える場合には、3 段階で<sup>ていげん</sup>遡減し、2,500 万円を超える場合は適用されなくなります。

◎基礎控除

改正後		改正前
合計所得金額	基礎控除	一律 33 万円
2,400 万円以下	43 万円	
2,400 万円超、2,450 万円以下	29 万円	
2,450 万円超、2,500 万円以下	15 万円	
2,500 万円超	0 円	

## 調整控除の改正

合計所得金額が 2,500 万円を超える場合は適用外になりました。

改正後		改正前	
合計所得金額	調整控除		調整控除
2,500 万円以下	※計算方法参照	一律	※計算方法参照
2,500 万円超	0 円		

※計算方法

課税標準が 200 万円以下の場合

下記のいずれか少ない金額×5%(町民税 3% 県民税 2%)

- ・人的控除額の差の合計額
- ・住民税の課税標準額

課税標準額が 200 万円超の場合

(人的控除額の差の合計額 - (住民税の課税標準額 - 200 万円)) × 5%

2,500 円未満の時は、2,500 円(町民税 3% 県民税 2%)

## 扶養親族等の所得の範囲の改正

対象者の所得の範囲が 10 万円引き上げられます。

◎扶養親族等の所得の範囲

対象者	改正後	改正前
	所得の範囲	所得の範囲
配偶者特別控除に係る配偶者	48 万円超 133 万円以下	38 万円超 123 万円以下
同一生計配偶者	48 万円以下	38 万円以下
扶養親族	48 万円以下	38 万円以下
勤労学生	75 万円以下	65 万円以下

## 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し

### (1) ひとり親控除の創設

婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を共にする子(総所得金額が48万円以下)を有する単身の方で、前年の合計所得が500万円以下の場合、ひとり親控除(30万円)の適用が受けられることになりました。

### (2) 寡婦控除の見直し

ひとり親に該当しない寡婦の方については、引き続き寡婦控除(26万円)の適用が受けられますが、子以外の扶養親族をもつ寡婦については、所得制限(合計所得金額500万円以下)が設けられました。

※ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は対象外となります。

寡婦控除、ひとり親控除 ※ () 内は改正前								
本人が女性	配偶関係		死別		離別		未婚	
	本人の合計所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	
	扶養親族	有	子	30万円 (30万円)	－ (26万円)	30万円 (30万円)	－ (26万円)	30万円 (－)
			子以外	26万円 (26万円)	－ (26万円)	26万円 (26万円)	－ (26万円)	－ (－)
無		26万円 (26万円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)		

寡婦控除、ひとり親控除 ※ () 内は改正前								
本人が男性	配偶関係		死別		離別		未婚	
	本人の合計所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	
	扶養親族	有	子	30万円 (26万円)	－ (－)	30万円 (26万円)	－ (－)	30万円 (－)
			子以外	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
無		－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)		

## 非課税の範囲の改正

非課税を判定する所得に 10 万円加算されます。

(1) 均等割、所得割ともに課税されない方

1. 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方(賦課期日 1 月 1 日現在)
2. 障がい者、未成年者、寡婦及びひとり親で、前年の合計所得金額が 125 万円+10 万円以下である方
3. 前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の方
  - A) 同一生計配偶者及び扶養親族がない場合  
28 万円+10 万円=38 万円
  - B) 同一生計配偶者及び扶養親族がある場合  
28 万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+16.8 万円+10 万円

(2) 所得割が課税されない方

- A) 同一生計配偶者及び扶養親族がない場合  
35 万円+10 万円=45 万円
- B) 同一生計配偶者及び扶養親族がある場合  
35 万円×(同一配偶者及び扶養親族+1)+32 万円+10 万円

		【改正後】 令和 3 年後以降	【改正前】 令和 2 年度まで
		所得の範囲	
均等割	扶養親族あり	28 万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+26.8 万円	28 万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+16.8 万円
	扶養親族なし	38 万円以下	28 万円以下
	障がい者・未成年者・寡婦・寡夫・ひとり親	135 万円以下	125 万円以下 ※未婚のひとり親は対象外
所得割	扶養親族あり	35 万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+42 万円以下	35 万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+32 万円以下
	扶養親族なし	45 万円以下	35 万円以下

※均等割の非課税基準は合計所得、所得割の非課税基準は総所得金額等で判断します。

※非課税の判断における扶養親族数には、同一生計配偶者・16 歳未満の年少扶養親族も含まれます。